

日時：平成23年12月20日（火）
午後2時00分～午後4時00分
場所：柴田町役場 講習室（3階）

<出席者>

遠藤委員、古川委員、澤田委員、児玉委員、志子田委員、阿部委員、吉良委員、桜場委員

<欠席者>

大庭委員

<事務局>

平間まちづくり政策課 平間課長、関課長補佐、水上主幹、小林主査

1. 開 会

水上主幹：ただ今より、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成23年度第4回審議会を開催いたします。

現在、委員9名中7名の出席をいただいておりますので、審議会条例第7条第2項によりこの会が成立していることを申し上げます。なお、大庭委員については欠席するとの連絡が入っております。

2. 会長あいさつ

遠藤会長：寒い中ご参集いただきましてありがとうございます。本日も、多方面からの議論をお願いしたいと思います。挨拶は簡単にして、早速議論に入りたいと思います。

3. 会議録署名員の指名

遠藤会長：会議録署名員の指名でございます。事務局から説明をお願いします。

小林主査：今回は、名簿順になりますと、志子田委員、阿部委員に会議録署名委員をお願いしたいと考えております。

遠藤会長：それでは志子田委員、阿部委員のお二人をお願いいたします。

4. 議 事

遠藤会長 : それでは議事に入りたいと思います。まずは、事務局より本日の資料について説明をしてもらいたいと思います。

小林主査 : それでは資料1をご覧ください。こちらは事前に委員の皆様には送付させていただいておりました。

前回の審議を振り返りますと、外国人への投票資格の付与について、ということでございました。議論では、3通りに意見が分かれたという状況だったと思います。

まず、永住者、特別永住者に加え、永住権がなくても日本への在留期間が3年を超えるなど、一定の要件を満たした定住外国人の方にも投票権を認めるべきだという意見がございました。

二つ目は、現段階では永住者、特別永住者の方に投票権を認めるものとし、永住権のない方の投票権については、今後の課題とすべきではないかという意見がございました。

三つ目は、外国人については投票権を認めるのではなく、意思確認ということで投票に参加してもらう、意向調査のようなもので認める、具体的に言うと富士見市の例を参考にするという意見がございました。

これに関連しまして、外国人の発議権はどうすべきなのか、投票権とセットで認めるべきなのか、投票権と発議権は切り離すべきなのか、という議論になりました。先進25事例ではどのようになっているのか、チェックしたのが本日の資料1になります。

25事例の中では、投票権は認められているが発議権が認められていない事例は2事例でした。他の23事例は投票権と発議権はセットで認められておりました。発議権が認められていない2事例は、埼玉県の富士見市と同じく埼玉県鳩山町でして、その理由については、資料の右側の欄にございます。住民投票の請求者がその要件を満たしているかどうか迅速に確認するのに、公選法に基づく選挙人名簿を利用するためということです。18歳、19歳の日本人や、18歳以上の外国人の発議権も認めた場合、選挙人名簿とは別に請求資格者名簿を新たに作成し、年4回であれば4回更新して常備しておかなければならないという負担が発生します。富士見市と鳩山町では、住民投票の請求者資格者を20歳以上の日本人とすることで、請求の際は公選法の選挙人名簿を活用することができ、請求があった場合にのみ新たに投票資格者名簿を作成するので、結果的に事務量や経費負担の軽減につながっているということです。以上、投票権と発議権の資格要件が異なっている事例についてご説明いたしました。

遠藤会長 : それでは今の説明に関し質問があればお願いします。はい、桜場委員。

桜場委員 : 資料で、投票権と発議権の資格を分けた理由として、二つ書いてありますが、①が富士見市の理由で、②が鳩山町の理由ということでしょうか。

関課長補佐 : いえ、共通する理由ということです。

桜場委員 : 理由から考えるに、二つの事例は迅速に手続きが進むようにするためというか、単に事務手続きのために分けたのかな、という捉え方を私なんかはしちゃうんですね。住民投票の意義と、事務手続きの重さって言い方は変かもしれませんが、どちらが上なのか。事務手続きがスムーズにいくんだから良いだろう、と捉えてしまうのは私だけでしょうか。会長、他の委員の意見も聞いていただければと思います。

遠藤会長 : その前に、事務局からコメントがありましたらお願いします。

関課長補佐 : 前回の議論の中で、投票資格者要件と請求資格者要件が異なる事例ということで、この資料を出しましたが、実際に住民投票は何が一番想定されるのだろうか、というところと合併問題を想定して常設型も制定されるケースが多いようです。実際に、常設型の条例を制定している富士見市で平成15年に実施されたのも合併関係についてでした。

事務手続きということでは、16歳以上を有資格者に行っている大和市では、年に1度の名簿調整にしているということでした。つまり、それほど請求の頻度は高くないだろうという前提であるという担当者サイドのお話でした。一方で、富士見市や鳩山町については、請求があった際にリアルタイムで公選法の名簿が使えるという、事務的と言えど事務的かもしれませんが、そのメリットは間違いなくあります。20歳以上の日本人を請求資格者とすることによって常に対応できる状態になっていて、もちろん、18歳、19歳の方についても意見を聞くというスタンスですから、請求から投票までの期間は1ヶ月なり2ヶ月ありますので、その期間で投票資格者の名簿を調製するわけです。投票日を基準にして引き続き3ヶ月住所を有している者という規定が入ってきますので、そういったところからも最新の名簿を1回で出すことができるという考え方もあるようです。

年4回の名簿の定時調製に加えて、請求があった場合は投票日を基準にした最新の名簿調製も必要になりますが、そういった事務を住民投票用だけに新たに行うよりも、通常は20歳以上の選挙人名簿を利用するほうが妥当というか、現実味があるだろう、ということでこのような方法にしているというのが、富士見市や鳩山町の考え方でした。

(児玉委員入室)

遠藤会長 : 桜場委員、追加で意見がありましたらお願いします。

桜場委員 : 理由は分かりました。分かりましたが。

関課長補佐 : 現実論なんだと思います。この審議会でも、住民投票は何年に1度あるのかどうかという意見が度々出されています。これが1年に1度必ず実施されるとか、選挙のように4年に1度はあるとか、定期的な実施されることが決まっているものであれば、

事務手続きや経費の問題は別にして行うべきものは行う必要があると思うのですが、1年後に行われるか10年後なのか分からない中で、年4回の名簿調製を延々と続けていくことが、税金の使い方として妥当性があるのかどうか、そういうところを考えた結果、このような手法を採っているのだと思います。それが、実際に住民投票が発生したとしても、速やかに行政も対応できますから、署名を集めようとする方に対してもリアルタイムで応えていくことができるというメリットもあります。そうすることで機運が盛り上がっている内に署名にも入れます。逆に、名簿調製するまでしばらくの間待ってもらおうようなことだと、冷めてしまうかもしれません。その程度で冷めてしまうのであれば、そもそも住民投票まで至らない事案なのかもしれません。

以上のようなことを勘案して、このような手法、制度設計を採っているということでご理解いただければと思います。

桜場委員： 永住外国人に加え一定要件を満たした定住外国人も投票資格を認めている、川崎市が分かりやすい事例だと思うのですが、年齢も18歳以上ということですから選挙とは違うわけです。つまり、毎年定期的に住民投票用の名簿を作っているということですよ。

関課長補佐： 定時調製されていると思います。ただ、川崎市は住民請求の場合には議会の同意を得なければ実施できませんので、議会を開催するためのタイムラグを考えると、投票日における投票人名簿の調製については、その動向を見ながら作業ができますので、その点では日程的に余裕が出るのかなとも考えられます。

遠藤会長： 今の点について、他に意見はありますか。

無いようでしたら、次第に沿って議論に入っていきたいと思います。

まず、①の外国人の投票資格をどう考えるかについてです。前回からの引き続きの議論になりますが、先ほど事務局から前回の審議会では意見が三つに分かれたとの説明がありましたが、その点をもう一度整理しておきましょう。事務局お願いします。

小林主査： 前回の審議内容につきましては、お配りしました会議録のとおりとなりますが、外国人の投票権の関係につきまして議論の概要をご説明いたします。

議論では、大きく分けて三つに各委員さんの意見が分かれました。

一つは、桜場委員からで、永住者、特別永住者に加えて、一定の要件を課すにしても定住外国人にも投票権を認めてはどうか、というご意見がございました。

二つ目は、古川委員、児玉委員からで、永住者、特別永住者については投票権を認めるべきだが、定住外国人については柴田町でそれを推し進める特別な状況、事情が無いのであれば現段階で認めるのではなく、今後の課題とすべきではないか、というご意見がございました。

三つ目は、澤田委員、阿部委員からで、二十歳以上の日本人については投票資格を認めるが、永住者、特別永住者については意向調査、参考意見として投票してもらいべきではないか、その場合についても希望者の登録制とし、定住外国人については認

めるべきではないのではないか、というご意見でした。富士見市の例が参考になったということでした。

以上三つに意見が分かれまして、欠席や早退の委員もいたことから、今回へ審議を継続したという状況でした。

遠藤会長 : はい、ありがとうございます。意見が三つに分かれているという状況ですが、本日の議論で集約できればと考えております。

まず、桜場委員からご意見を伺いたと思います。前回、桜場委員が早退された後に、他の意見が出されて三つに分かれておりますので、その辺を踏まえましてお願いします。

桜場委員 : 議事録はしっかり読んで参りました。私は、やはり永住外国人、定住外国人の両方に投票権を認めるべきだと思います。

というのも、国政選挙や地方選挙と違って、住民投票というのは一体何なのかということだと思えます。やり方は同じようなものかもしれませんが、選挙とは根本的に違うような気がするんですね。定住外国人は3年間日本に住んでいることを条件としても、3ヶ月間柴田町に住んで投票した人が、4ヶ月目には柴田町からいなくなってしまうかもしれない、そういうケースも考えられると事務局から説明があったようですけれど、それはそれで良いんじゃないかと思えます。永住に定住が加わっても165、6名位の人です。その人たちが一生懸命この柴田町で頑張っている姿を見ているから、町のことを真剣に考えるときに、永住外国人は認めて定住外国人は外すというのは分かりにくいなど。住民投票とは何かを考えれば、私は永住外国人も定住外国人も入ってもらった方が良いというのが、前回同様私の考え方になります。

遠藤会長 : 桜場委員の意見を聞いて、コメントのある方はいらっしゃるでしょうか。

はい、志子田委員。

志子田委員 : 私も桜場委員の意見に感覚的ですが同意します。最初から言っていることですが、まちづくりとか地域づくり、自分たちの住む環境の問題とか、そういったことには加わってもらって良いのではないかと思えます。ただ、行政を左右してしまうことまではちょっと、というのがあるんですけど、意見としては、そういう人も入ってもらった方が変わってくると思うんで、どちらかと言えば桜場委員の意見と同じです。

遠藤会長 : 前回の議論では、住民投票の案件は5年先10年先を見据えたものであると。それに対して定住外国人は、日本に住んでいる期間も短いし、5年後10年後まで住んでいるかどうか分からない。そういう方に住民投票をお願いすることに対して町民の間で疑義が出てこないかと、そういう問題提起がありました。

その点については、桜場委員、志子田委員どのようにお考えでしょうか。

志子田委員 : それは単純に考えると転勤族にも共通すると思うんですね。転勤していくこと

が分かっている人が投票しているから中身おかしい、ということにもなってしまいうんですよね。ですから、一定期間住んでいることを条件にするにしても、思いというのは捨てるようにしていかなければと思います。

遠藤会長 : 古川委員と児玉委員は、永住外国人と特別永住外国人に絞ったほうが良いということで、桜場委員、志子田委員とは違う立場ですが、何かコメントはございますか。

児玉委員 : 前回私は、永住外国人と特別永住外国人についてはストレートに投票資格も請求資格も認めるべきではないかと発言していたと思います。定住外国人については、今のところ認めなくても良いのではないかと、としていたと思います。

3ヶ月柴田町に住んでいる定住外国人をどう考えるか、それを想像したときに、3ヶ月しか居ないから投票を認めないというよりは、前回阿部委員などがおっしゃったように意向調査くらいは行った方が良いのではないかなと思います。でも、事務手続き上複雑なことがたくさんあるのであれば、めったに起きないことのために、そこまで緩くする必要はないのかなと思ってもいるんです。他の事例でも、定住外国人は認めないというのが多いですよね。実際のことを考えると、それが現実的なのかなと思うんです。配慮するということは確かに必要なのかもしれないのですが、現実的にはそこまでする必要がないのかな、というところです。永住者の要件をもう一度確認しても良いですか。

遠藤会長 : 外国人の在留資格について、事務局から簡単をお願いします。

小林主査 : 特別永住者の方というのは、在日朝鮮人や在日韓国人、在日台湾人の方及びその子孫の方々というのが一般的なイメージです。

永住者の方というのは、日本人や永住者の配偶者となった外国人、日系人の方、仕事や研究で日本に長く住まわれている外国人の方で、法務大臣から永住が認められている方です。普通に日本に来られたとか仕事や研究で来られた方が永住資格を得るには、一般的に10年程度居住していることが条件になっているということです。

定住外国人については、どの程度の在留期間をもって定住者とみなすかというのはいろいろあると思いますが、他の事例を見ますと3年以上日本国内に住んでいることとしているものが多いようです。これは、仕事ですとか研究、研修ですとか、そのような事情で日本に一定期間住んでいる外国人と考えていただければと思います。

児玉委員 : 3年、3ヶ月以上というのは柴田町も同じで良いんですよね。

関課長補佐 : 町内に3ヶ月以上住所を有することというのは、投票要件、請求要件に関係してくるところですので、定住外国人の要件については、3年以上日本国内に居住していることということになります。3年以上日本国内に住んでいる外国人で、3ヶ月以上柴田町に住所を有している方は投票権なり請求権が認められるかどうかということです。

前回例を述べたのは、3年以上日本国内に住んでいて、柴田町に移って3ヶ月経過しているものの、今後も各地を点々とする可能性のある方達を対象に含める意味がどの程度あるのかということでした。3ヶ月柴田町に住んで4ヶ月目に出て行くような外国人の方も対象に含まれるケースもありますよ、という例を挙げさせていただきました。

桜場委員 : 外国から柴田町に来て3ヶ月で定住外国人として認めるのかどうか、という捉え方をしていたのですが、それにしても日本に来て3年経って、それが柴田町に来てちょうど3ヶ月経った、というのは稀な例じゃないですか。たまたま柴田には仙台大学があって留学生が住んでいたりするので、稀なケースもあるのかもしれませんが。永住権をもらうには、10年くらいかかる話のようです。ただ、定住外国人でも、7年8年9年10年と、もしかしたら13年以上住んでいても定住外国人の要件しか満たさない人もいる訳ですよ、逆を返せば。私は、たまたま3ヶ月経過したという人を認めれば良いということではなくて、そういった5年とか8年とか長く柴田町に住んでいるけれど、永住権が無いような外国人の投票権は認められないかなということです。

遠藤会長 : 永住外国人というのは、日系人だったり仕事や研究で10年以上日本に住んでいる人だったり、日本人と結婚した外国人というのが外形的な基準になり、特別永住外国人というのは、在日朝鮮人などが該当すると。

一方、定住外国人というのは、例えば3年以上など日本に住んでいる期間だけが基準になって、日本に住むこととなっている背景というのは問題にしないということです。その中にはいろんなパターンがあると思います。3、4年住んでいる方もいれば、10年、15年、20年以上住んでいる方もいるかもしれない。柴田町に3ヶ月以上住んでいることという条件を付けるにしても、例えば柴田町に20年以上住んでいるが永住資格の無い外国人には、投票権を認めなくても良いのか、という考えもあるということです。そのようなことを考えれば、定住外国人にも投票資格を認めるように考えていっても良いのではないだろうか、という桜場委員の意見でした。そのような理解でよろしいですよ。

桜場委員 : はい。

児玉委員 : 実際に、永住資格が無いのに10年も日本に住み続けることは可能なんですか。3年くらいでビザが切れてしまうんじゃないかなと。

関課長補佐 : 可能です。罪を犯したり不法行為をすれば別ですが、3年を限度にビザが切れたとしても、滞在が認められてビザが更新されれば正規な資格で滞在することができます。2回、3回と更新されている方もいると思います。ですから、滞在資格を何度か更新して日本に10年以上住んでいる方の内、柴田町に来て3ヶ月以上経ったという方がいる可能性はゼロではないということですが、実際にどれくらいいるかどうかは分か

りません。ただ、そのように長い期間日本に住むことが分かっている人は、永住権を取得する可能性が高いでしょうし、帰化というのも視野に入っているのではないかなと思います。

平間課長 : 研究機関に来るような方は、一般的に10年くらいはいるようですが。

児玉委員 : 個別のケースを考えていくと、きりが無いような気がしてきますね。意向調査をしていくというのが、ベストなのかなと。

遠藤会長 : 前回の澤田委員の意見に近づいた、という児玉委員のコメントですね。

澤田委員 : どこかで線引きしなくちゃならないわけですよ。永住者、特別永住者と定住者の違いは何なのかを考えると、永住者というのは、ここにずっと住んでいこうという意味があるわけですよ。事情はいろいろあると思いますが。定住者というのは、一定期間は住んでいるかもしれないが、またどこかへ行ってしまふかもしれないという可能性、率が高いことが考えられるわけです。これから何十年後かのまちづくりを考えていこうというときには、永住者と定住者の意識の差は大分あるんじゃないかと思うんですよ。どこかで線引きを考えなくちゃならないということであれば、大多数の自治体で外国人の資格者要件としている永住者、特別永住者というのが妥当なところではないかと思ひます。

これはいくら議論してもきりが無いと思ひますね。心情的には、定住者の方にも認めてあげたいというのは分かりますが、どこかで線引きをしなくちゃならないときに、心情だけでこのようなことを考えるのは良くないですから、私は永住者と特別永住者で良いのではないかと思ひます。

遠藤会長 : はい、吉良副会長。

吉良副会長 : 柴田町の外国人は165名ということで、有権者全体から考えれば約0.5%なんですよ。それを延々と議論してきましたが、重要なことといえば重要なんですが、他の問題もあるわけですから、澤田委員が言ったようにそろそろ集約していかなくちゃならないんじゃないかなと。恐らく三つの意見がずっと続いていくんじゃないかと思ひますよね。他の自治体の事例では、永住者と特別永住者に投票資格を認めるということが集中していますよね。それにはそれなりの理由があるわけですし、推測になりますが一定の在留資格者というのは割合として少ないと思ひますよ。極端なこと言えば、一定の在留資格者が10名20名で、永住者が160名だったら、今までの私たちの議論は一体何だったんだということにもなりかねません。一定の在留資格者がどんどん増える状況に柴田町があるのであれば別ですが、それがあるとは思ひない中で机上の議論が続くのであれば、そろそろ結論に持っていった方が良いのではないかなと思ひますね。

遠藤会長 : 一定の在留資格者というのは、定住外国人とでよろしいですね。

吉良副会長 : はい。

遠藤会長 : 古川委員いかがでしょうか。

古川委員 : 難しい問題だとは思いますが、一番危惧されることは短期間しか滞在していない外国人が適正な判断ができるのかどうかという心配だけだと思います。投票して欲しいという趣旨には賛同できますし、開かれたまちづくりのためにも参画してもらいたいというのがあるのですが、シビアな投票という状況になった場合に、3ヶ月しか柴田町に滞在していない外国人が、これまでの柴田町のまちづくりの経緯や将来についてきちんとジャッジできるかという点が気になりますので、私は永住者と特別永住者の範囲で考えていくのがよいと思います。先ほど副会長からありましたように、一定の在留資格者がどんどん増えていくような状況があるのであれば、改めて検討課題とするというのが良いのではないかと思います。

遠藤会長 : 阿部委員いかがでしょうか。

阿部委員 : 私は当初から外国人は認めるべきではないという立場でしたから。誤解されるかもしれませんが、10年、20年かかろうと日本国籍を取るための制度があるわけですから、その間に地域にとけ込む、社会にとけ込む努力をして、日本の国から必要とされる人になると。国家もやはり利益を求めますからね。素晴らしいスポーツ選手、芸能人、研究者だったり。

今出されている意見の中では澤田委員の意見に近いのですが、私の場合ちょっと違うのは、投票に加わりたいためであれば登録して欲しいということです。

遠藤会長 : 時間の関係もありますし、意見も数的には集約されてきておりますので、最終的な整理、方向性をまとめていければと思います。

桜場委員、志子田委員からは、永住外国人、特別永住外国人、定住外国人の全てに投票資格を認めるべきだという意見がありました。志子田委員からは、3ヶ月という短い滞在期間であっても、それは日本人の転勤族と何ら変わらないのであれば、定住外国人についても認めて良いのではないかとという視点の提示がありました。

阿部委員からは、外国人に投票資格を認めるべきではなくて、日本国籍を取得してから投票に加わってもらえば良いのではないかとのご意見がありました。ただ、それに至らない場合として登録制なども考えられるが、基本的には外国人への投票権の付与については慎重になるべきだというご意見でした。

副会長、古川委員、澤田委員、児玉委員からは、永住外国人と特別永住外国人に限定すべきではないかというご意見でした。その理由の一つとしては他の自治体の事例において、そのようなパターンになっているものが多い状況であるということ。二つ目として、古川委員のご指摘のように短期の滞在で中長期的なまちづくりに対するジ

ジャッジメントができるのかどうかという基本的な疑問があるとのことでした。副会長からは、数的にも限定されるケースであるとのこと指摘がありました。以上のようなことから、永住外国人及び特別永住外国人に投票権、発議権、請求権を限定してはどうかということでした。

1対2対4という状況でございますので、会長としましては、議論も尽くしたと判断させていただき、永住外国人及び特別永住外国人に限定するものとし、今後定住外国人が増えていくという状況があるのであれば、意向調査なども含めて検討課題とする、ということで議論をまとめていきたいと考えております。

桜場委員 : 確認させていただきたい点があります。定住外国人が外れるということは、それはそれで理解しましたが、永住外国人と特別永住外国人が投票資格を認められるためには、登録が必要なのか、それと投票した結果は参考として取り扱われるのか一票とするのか、前回の議論では中途半端になっている部分です。

遠藤会長 : まずは、投票資格、請求資格、発議資格の要件を明確にさせていただいて、投票の効果などについては、その後の議論とさせていただきたいと考えておりました。

それでは、先ほどの整理に戻りますが、投票権、発議権、請求権については、永住外国人と特別永住外国人に限定するというところでよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : ありがとうございます。

それでは次に、外国人による投票の効果について議論をしていきたいと思っております。事例などについて、事務局から説明をお願いします。

関課長補佐 : 外国人の投票結果については参考とするとしているのが、富士見市になります。これは18歳19歳の日本人の投票結果についても同じく参考とするとしています。

それ以外については、日本人の投票と同じ一票としております。

遠藤会長 : 大半のところは、一票として日本人と同じように取り扱っているということですが、桜場委員いかがでしょうか。

桜場委員 : それに賛成です。

遠藤会長 : 澤田委員いかがでしょうか。

澤田委員 : 異議ございません。

遠藤会長 : 他の皆様から特にご意見はありますか。

無いようでしたら、外国人の投票については、日本人の投票と同様の一票として取

り扱うということでまとめたいと思います。

吉良副会長： 外国人の発議権についても確認しなければなりませんね。今日の資料によると富士見市と鳩山町については、発議権が認められていないようですから。

遠藤会長： その点について、事務局から説明をお願いします。

関課長補佐： 本日の資料は、前回の審議で質問が出された、投票権と発議権の資格要件が違う事例について調べたものです。そうしたところ2例があったということです。他の自治体では投票資格と発議資格を一緒に認めているということです。ただ、外国人については、住民登録のようなものはあるものの、個人情報の問題がありますから、それを住民投票にそのまま持ってきて使えないという状況です。ですから、投票資格者要件を満たす外国人のうち住民投票に参加したいという方については、名簿に登録してもらうというのが全国的な実施方法になっています。

吉良副会長： 投票権も発議権もある、ということでまとめられると思いますよ。

遠藤会長： 基本原則として、柴田町においては投票権と発議権をセットで認めていくということで良いのか。そして発議権に何か条件をつけるかどうか。事務局から何かありますでしょうか。

関課長補佐： 数としては、165人の外国人というのは、有権者全体が約3万2千人ですから、先ほど副会長からありましたように約0.5%であるわけです。その中で永住、特別永住外国人というのは、なお少なくなるわけです。関心度合いもあると思いますが、その方たちが本当に発議をする内容というか、そういうものが想定されるのかどうかということです。想定される、ということであれば今の議論をもう少し深めていただければ良いと思います。入り口を広げていくというのはベストだとは思いますが、全国的にも外国人が発議したという事例は聞いたことはありません。外国人が関係する課題はありますが、それが住民投票まで発展するというようなものは、まだありません。そういったことから事務局としましては、投票結果については一票として取り扱うことについてはそれで良いと思うのですが、発議権については、公選法の選挙人と同じく20歳以上の日本国籍を有する者で良いのかなと考えております。

吉良副会長： 発議者の意味をどう捉えるかという問題もあります。署名を集める代表者だけでなく、署名した人も私は発議者だと思いますので、それが認められるか認められないかということなんです。最初に署名を集めようとする人だけでなく、署名簿に名前を書いた人も広い意味で発議者だと思うんですが。

関課長補佐： そのこのところはきちんと整理しなければならない点ですが、投票資格を認められた20歳以上の永住、特別永住外国人についての署名というのは有効になると考えられ

ます。署名の数としてはカウントしますが、一番最初の請求、つまり代表者としては日本国籍を有する者とした方が良いのではないかと、というのが事務局の考えです。

桜場委員：簡単に言うと、投票資格者と発議資格者が異なる例は、今のところ全国で2例ですが、そこに柴田町が加わるという案ですよ。

関課長補佐：はい。

澤田委員：そうすると、発議できるのは日本人だけということになるのです。

関課長補佐：20歳以上の日本人ということになります。書名を集めようとする最初の請求者だけです。

澤田委員：他はね、投票資格者としていましてよ。永住、特別永住外国人について投票資格が認められているのであれば、発議権もあるわけですよ。例えば川崎市もそうになっているんですが。しかし、柴田町はそうではなくて、発議者は日本人に限るという1項が入ってくるということですね。

遠藤会長：整理しますと、住民投票の住民請求には、まず誰かが発議者としてアクションをしなければなりません。そのことが住民投票条例に書かれるのかどうか。もし、書かれるのであれば、それは最低何人で、どういった資格が必要なのかどうか。そして、それを書くのか書かないのか。これが第一段階です。

第二段階として、住民投票の成立は、何分の一なのか。それを設けるのか設けないのか、条例に書くのか書かないのかということです。もし書くのであれば、その何分の一というのには、誰が含まれるかということです。日本人だけなのか、投票資格を認められている外国人も含まれるのか。

請求者がいて賛同者がいて、それが何分の一以上で有効とするのか、そしてそれは議会の承認を必要とするものなのか、必要としないのか。手続きの問題、一連の流れを頭に置いて議論をしないと、考えていたことと違ったということもあります。

阿部委員：今の話の追加で、不在者投票の範囲をどのようにするのかということもあります。例えば海外に出稼ぎに行っている人に対しても発送するとか、そういうところまでするのかどうか。細かいですけど。

遠藤会長：以上のような点で、事務局から案というイメージについて何かあればお願いします。

関課長補佐：桜場委員から発言のあった点ですが、本日の資料1に合わせれば、自治体名は柴田町で、投票できる人の年齢要件は20歳、永住者及び特別永住者については○、一定の在留資格者については×、請求者要件については資料にあるのと同じく20歳以上

の日本国籍を有する者となります。

今までの議論を整理しますと、事務局から最初に出させていただいた原案の原案とは大分違ったものになってきています。そして今後も開票の要件ですとか、大筋の部分が決まらないと条例の制度設計が変わってくると考えられます。

また、第2回審議会の際に事務局から説明させていただいたのですが、先ほどもご意見がありました住民請求の署名の数の関係です。1/50集まれば議会に諮って、否決された場合、再度署名を集めて1/6超えれば議会の議決を経ないで即住民投票が実施できるという原案でした。それが妥当性があるのかどうか。それによっては、今の原案、制度設計を見直さなければなりません。

ただ、前段の部分については、これまでの3回の審議、加えて今日の審議によって、似て非なるものになってくると思います。言葉の使い方も含めて、事務局で案を練り直させていただきたいと思います。

案のイメージについては、今後の議論によるところも大きいということで、どんどん議論を進めていただければと思います。

遠藤会長：ありがとうございます。

論点を整理していきます。

住民請求というのは、誰かが発議しなければならない。それは何人必要だとかあるのでしょうか。

関課長補佐：基本的に代表者は一人になります。署名活動をされる方は別に届出を出すという形になると思います。

遠藤会長：それは全部条例に書かなければならないものですか。

関課長補佐：基本的なことは条例になりますが、細かい部分は規則などで定めるようになります。

遠藤会長：住民請求は誰か一人が発議しなければならないと。それは条例に入ると考えられ、署名活動をする人の届出などは細かい部分ですから、規則以下になるでしょう。

その次に、発議できる者の条件というものがあります。先ほどの説明からすると、20歳以上の日本人ということになります。ここまでは、そのようなイメージでよろしいでしょうか。

その次に、代表者が発議して署名活動を開始したとして、その署名が何分の一以上であれば成立するものなのかどうか、その要件をどのように設けるのかどうかについてです。それについて何かイメージというものがありますでしょうか。約3万2千人の有権者が柴田町にいるようです。

吉良副会長：何も無ければ1/50なんですよ。地方自治法に基づく直接請求というのは。

ただ、1/50では余りに緩いということで、1/6とか1/3とかいろいろ出てきているわけです。市町村によって事情が違いますから、どの辺が妥当なのか。つく

る会で議論したときの数字というものもありました。

遠藤会長： 副会長がイメージされているものは、どのようなものがありますでしょうか。

吉良副会長： 1／6。

遠藤会長： 人数にすると約5千人ということになりますね。

副会長から、一つの考え方が提示されましたが、他の皆さんはどう考えるでしょうか。志子田委員お願いします。

志子田委員： 1／3というのは厳しすぎるというのはあります。住民全体の1／10、大人だけに絞ったとして1／6程度かな、というのが以前検討したとき出ていた意見です。感覚的ですけどね。高齢化が進んでいますから、有権者の町民全体に対する割合は高くなってきているというのもあります。

吉良副会長： 有権者は3万人を超えているんですよ。1／6だと5千人を超えてきます。1／3ですと、リコールなんですよ。1／3というのは重いですよ。その重い1／3と1／10の間の1／6くらいが妥当なんじゃないかなと、いうことで1／6という数字が出てきているというのもあります。

桜場委員： 署名活動を始めたら、何日以内で集めなければならないというのがありますよね。割と短いんじゃないかと思うのですが。

関課長補佐： 1ヶ月間となります。

吉良副会長： ご存じの方も多いと思いますが、名古屋で署名簿に署名者の氏名しか書いていなくて、署名を集めた者の名前が無かったために、選挙管理委員会でチェックのやり直しがあったとのこと。そういうこともあり得ますので、署名簿をきちんと出さないとまずいわけです。

桜場委員： ちょっと今日の議題からは外れてきているとも思うのですが。

吉良副会長： ある意味その他に入ってしまったかもしれませんね。でも実は大きな問題なんですよ、何分の一にするのかということは、重要なんです。

遠藤会長： しかし、議題から外れてきているかもしれませんが、折角ですから少し議論をしてみましよう。

副会長と志子田委員からは、1／50では緩い、1／3では厳しい、1／6ではどうかというご意見がありました。その辺について澤田委員いかがでしょうか。

澤田委員 : 他の事例を読みますとね、1/6というのが7ヶ所あるんですよ。1/6というのが妥当な数字であるという気もしますが、判断材料をあまり持っていないので。

遠藤会長 : 児玉委員お願いします。

児玉委員 : 住民投票は、実施しても何分の1以上投票がないと成立しないだとか、いくつもハードルがある中で、署名はどの位が良いのか。1/6というと約5千人とのことです。それを3週間くらいで5千人の署名を集めるというのは、とても大変なことだと思うんですね。発議するための署名数ということであれば、1/6が良いと思うのですが。

遠藤会長 : 古川委員お願いします。

古川委員 : 1/6というのを基本線に仮置きとしながら、実際に住民請求があった事例があるのであればヒアリングなどを実施し、1/3や1/10という数字に何か課題があったのかどうか、参考意見を聞いてみたいですね。

遠藤会長 : 1/6としている事例で、実際に住民請求のあったところはありますか。

関課長補佐 : 住民請求があった事例はありません。

把握している範囲で、どのような考えで要件を設定しているかご説明したいと思います。

1/6というのは、合併の特例法の関係で、住民請求の要件が1/6だったということです。言い換えれば、合併特例法というのは合併を推進するために、容易に住民投票に持っていける数字としているという逆の考え方ができます。つまり、1/6というのは国が合併を進めるために緩くした数字、低いレベルで設定している数字だと考えられます。特例法ということで進めた数字だと。

常設型の住民投票条例は、合併を念頭に置いて制度化されているものが多いという説明を以前させていただきましたが、今も合併特例法は生きていますので、そのまま1/6という数字を使っている市町村も多いと思います。

1/3というのは、副会長からも出ましたが、地方自治法の中の解散請求権と同様になるんですね。1/3も集まるんだったら、議会の議決を必要としないで即住民投票を実施しましょう、という制度設計をしている、ハードルを高く設定している市町村もあります。

事務局から最初に出させていただいた原案では、2段階の請求があるという形になっています。第1段階の請求では、自治法で定める条例の制定、改廃の請求と同じ1/50以上の署名が集まれば、住民投票の実施請求ができ、議会の同意があれば実施できると。ただ、議会で否決された場合は、何週間以内という形で、再度署名を集めていただき、もう一度同じ案件を再発議かけて、今度は1/6以上の署名を集めれば議会の議決を経ないで住民投票が必ず実施されるという流れです。

今の議論のように、最初から1/6などの要件にするのであれば、原案のように2段階にしないで、他の例のように1段階で行うのか、それとも議会で否決された場合は、1/3とは言いませんがハードルを高くして署名を再度集め直してもらって、今度は議会の議決を経ないで実施できるようにするのか、その辺をどうするのが課題になってくると思います。

1/6とか1/3という署名要件は、この次の審議事項になっています開票要件に大きく関係してきます。例えば、1/6ですと約5千人ということですが、極端なことを言うと、その5千人の1/2ですと約2千5百人の考えによって左右されてよいのかということが出てくると思います。

署名数の要件、実施できる要件、それを踏まえて開票する要件をどう想定するか、その辺りを考えていただければと思います。

遠藤会長： 外国人の投票資格に関連して、外国人には発議権があるのか、請求権があるのかという議論から、住民発議の要件についても議論が及んだわけですが、今までの議論を整理すると、外国人は発議者に含まれないということ。署名数の分母、分子には含まれるということでした。

それでは、署名数はどの位にすべきなのか、それは1段階という考えもあるし、2段階という考えもある。割合も様々考え方がありますが、1段階で1/6というものが意見として出された。これは合併特例法を参考にしており、他の自治体もそういったところから採用しているのではないかということでした。一方で、事務局から当初示された原案は2段階方式になっています。

以上のようなことを確認した上で、今の議論が、制度設計上必要であり議題として取り上げる場面において再度議論するというところで、一旦中断させていただいて開票の条件の方に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長： それでは開票の条件に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

小林主査： 第1回審議会にお配りした資料になるのですが、開票要件を設けるのか設けないのか、開票要件を設けるのであれば、どのようなものにするのか、ということについてご議論をいただければと思います。

事例を見ますと、成立要件として投票率50%としている例が多くなっておりまして、それが一つの目安になってくると思います。ただ、成立要件をもっと低く設けている例もありますし、成立要件を設けていない例もあります。

開票については、住民投票が成立しない場合には開票しないという自治体がある一方、投票率が低くて成立しない場合でも、投票結果について公表するという自治体がございます。25事例につきましても、成立要件、成立しなかった場合の開票について掲載されておりますので参考にいただければと思います。

遠藤会長 : はい、阿部委員お願いします。

阿部委員 : 成立要件については投票率50%以上、成立しなかった場合の開票については悩んでおります。

遠藤会長 : 児玉委員お願いします。

児玉委員 : 3町合併の住民投票の際にはどうだったのでしょうか。

関課長補佐 : 1/2以上でした。その際も1/3以上にしてはどうかという意見もあったのですが、最終的には投票資格者の半分も関心が得られない投票は無効だろうという、当時の3首長さん方の強いご意見がありまして1/2以上、成立しなければ開票しないという形になりました。

また、情報公開の面から考えて、投票率に関係なく投票内容を公開すべきだという意見もありましたが、検討時間が限られていたこともあり、先ほどの様な要件になりました。ただ、3町合併にかかる住民投票は投票率が1/2を超えましたので、全て開票となりました。

遠藤会長 : そのような前例があったとのことですが、阿部委員からは1/2以上で成立で開票するかどうかは考え中という意見があり、児玉委員から前例についての質問があったという状況です。

志子田委員お願いします。

志子田委員 : 住民投票というのは、住民の意思の確認ということですから、投票結果については開票して、公表した方が良いのではないかなと思います。

遠藤会長 : 桜場委員お願いします。

桜場委員 : 住民請求の署名要件がはっきりしていませんので、そこがはっきりすると成立要件も考えやすいのですが。署名要件を厳しくするのであれば、こっちを緩くするか考えることもできると思うんですね。個人の考えとしては、開票するという事です。

遠藤会長 : 児玉委員は、先ほど質問で終わってしまっていますので、ご意見をお願いします。

児玉委員 : 1/2以上の投票率になるようにしていくことが大切だという意見が合併の際もあり、投票率を1/2以下にしないために運動があったとも思います。私は、投票率が1/2でそれに満たなければ開票しないということで良いと思います。1/2以上になるようにしていくというのが請求した人の務めなのかなと思います。

遠藤会長 : 古川委員お願いします。

古川委員 : 私も今の意見と同じですね。投票率が過半数に満たなければ開票しないということで良いと思います。成立しないということは有効とは認めないわけですから、開票してもあまり意味が無いと思います。

遠藤会長 : 澤田委員お願いします。

澤田委員 : 1/2以上で成立、成立しなければ開票しない。

遠藤会長 : 副会長お願いします。

吉良副会長 : 私もその辺りが妥当なんではないかと思えます。

遠藤会長 : 阿部委員も1/2以上というところは同じ意見ですから、成立要件は1/2以上で成立しなければ開票しないというのが5人、それ以外が2人という状況です。この件についてはそのように集約してよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : ありがとうございます。

次にその他に入りたいと思います。先ほど議論の途中で入りました、住民請求の要件についてです。1/50、1/10、1/6、1/3といろいろな数字は出てまいりました。

吉良副会長 : この件については、本日の議題には入っていないんですよね。しかし、重要な問題です。ですので、各自持って帰って勉強し、次回への宿題というのはいかがでしょうか。時間まで検討しても良いのですが、結論までは難しいと思えます。

澤田委員 : 議論の流れ次第で結論が出るかもしれませんが、検討に入って良いのではないのでしょうか。

吉良副会長 : じゃあ、ちょっと。先ほど事務局から1/6というのは合併特例法を根拠にしているという説明がありましたが、つくる会の検討の際には、合併特例法から単純に1/6という数字を出したのではなく、いろいろな議論を経て出てきているということです。まあ、基本条例には数字的なものは入りませんでした。

遠藤会長 : ありがとうございます。

ちょっとその議論に入る前に、その他として事務局から議論して欲しい点について説明を受けたいと思います。

小林主査 : その他としましては、まさに今の住民請求の要件についてになります。開票要件にも関連してくることから、原案で出している2段階請求について、署名要件についてご意見をいただければと考えておりました。

遠藤会長 : 開票の要件については、先ほど議論が固まりましたので、それを前提にして住民請求の要件について、2段階にするか1段階で良いのか、住民請求の成立要件はどの程度が妥当なのか、その点について議論を進めたいと思います。今日中に議論が煮詰まれば良いのですが、次回への持ち越しもあると思います。事務局に確認ですが、結論を急がなくても良いのでしょうか。

関課長補佐 : まだ大丈夫です。

阿部委員 : 地方自治法改正の動きの中で、総務省と知事の考え方が違うとか、いろいろ報道がありますが、その辺の動きについて情報があればお願いしたいのですが、よく分からない点もありましたので。

小林主査 : 住民投票制度についての議論に入る冒頭で、地方自治法を改正し、大規模公共施設設置の是非などについて住民投票できるようにしていく動きが、国の方であるという説明をいたしました。数日前になるのですが、総務大臣から自治法改正について諮問を受けていた地方制度調査会の答申では、今回は住民投票に関連する改正は盛り込まないということでした。ですので、地方自治法に住民投票が盛り込まれることは当面無くなったということです。

阿部委員 : 法を改正して住民投票をするということが無くなったということですね。合併の際あたりから騒がれた地方分権の動きが停滞してきているのかなとも感じましたので。

関課長補佐 : いや、そうではなくて、今回法を改正して盛り込もうとしたのは大規模公共施設についてだったんですが、何をもって大規模公共施設とするのか、自治体の予算規模によっても考え方が違うでしょうし、そのようなものを全国共通の自治法の中に組み込んでいくこと自体がまだ早い、煮詰まっていないという話し合いもあったようです。法がそう変われば全国の全ての自治体が縛られますから、捉え方が50の自治体があれば50通りある中で、現時点で無理して盛り込む必要がないのでは、という考え方だと思います。決して後退したということではないと考えています。

遠藤会長 : はい、児玉委員。

児玉委員 : 前回の資料についての質問ですが、国勢調査の人数というのは子どもも入っている数字ですよ。

関課長補佐 : はい。

児玉委員 : すると、要件の割合で出されている数字も子どもが含まれているということですね。

関課長補佐 : 柴田町のところは違います。

児玉委員 : 柴田町で1/6というと何人くらいになるのでしょうか。

関課長補佐 : 5,300人余りになります。

児玉委員 : 有権者全体は。

関課長補佐 : 約32,000人です。

児玉委員 : 人口は約39,000人でしたっけ。

関課長補佐 : はい。

資料については、投票資格者数というものを出している例がほとんど無いものですから、同レベルで比較できる数字ということで国勢調査の人口を掲載していました。資料の下の注意書きにもありますが、この数字は国勢調査の人口であって有権者数ではありません。あくまでも目安で見ていただければと思います。

遠藤会長 : はい、桜場委員。

桜場委員 : 私は、2段階の常設型だとずっと考えていましたので、最初から1/6を要件にしたら、1段階で議会の議決が必要ないレベルになるのではないのでしょうか。それも一つの方法だとは思いますが、議会の審議を経ないで実施してしまうのはどうなのか、少し考える必要はあると思います。例えば、2段階にして、最初は1/10くらいの署名で議会の議決を必要として、議会を通らなければ次は1/6とか1/5とかハードルを高くして議会の議決を必要としないで実施するという、2段階の流れがいいんじゃないかと。

遠藤会長 : はい、志子田委員。

志子田委員 : 住民投票について話し合っていた時代というのは、合併問題だとか町議会議員選挙などが絡み合っていた時なんですよ。議会に出しても否決されるのではないかという意見があって、自分たちが意見を表明できるものも必要ではないかと。であればハードルは高くしなきゃならないのではないかということで1/6という数字が出てきたと思います。有権者の1/6の賛同があれば、議会関係なく実施できるくらいの数字だと思います。1/6にこだわるわけではないですが、まちづくりが停滞しているときに、それぐらいの数字は必要ではないかと思うんです。

桜場委員からあったように、ハードルを低くしてというのも理解できるのですが、それでは議会に認められないだろうと思うんです。本当に住民の意思があるのであれば、最初からハードルを高くしてでも議会関係なくできるようにする方がいいと思うんですよ。基本条例をつくる時にもそういう意見がありました。

澤田委員 : 1 / 6 というのは議会を通す必要がある数字じゃないの。

関課長補佐 : 原案ですと1 / 5 0以上の署名で議会へ上程できる、その場合に議会で否決されたら今度は1 / 6以上の署名を集めれば議会の議決なしに実施できるという案です。

吉良副会長 : 繰り返しになりますが、基本条例の素案を検討した際には、住民投票制度について詳しく検討をしまして、素案にも盛り込んだんです。しかし、議会との関係もあつたと思いますが、基本条例の第3 2条には具体的な要件などは無くなったんです。それで、町の案としては2段階請求というものが出てきたんですが、本来の基本条例の趣旨からすると、まずいと思うんですよね。

阿部委員 : つくる会の検討では、一発で1 / 6 だったんですね。

吉良副会長 : そうなんです。ただ、まちづくりにおいて住民の意思を最大限に尊重するためには、地方自治法の1 / 5 0を使って、それが否定されたら基本条例の1 / 6 を使おうというのは、本来の基本条例の趣旨を全く無視した形の投票条例になってしまうと思っっているんです。この点は、最初から関わっている者としては、まずいと思っっているんです。

阿部委員 : その考えは、なるほどという点もありますが、逆のことも考えられると思うんです。今の町長はそんなことしないと思うんですが、例えば町長が歌が上手いだとか二枚目だとか人気者で、そういう人が盛り上げて一発で投票となったら、心配というか怖いような気もします。首長と議会がねじれて、どうしようもなくなってしまうような事態も考えられるわけです。住民迎合主義というか、そういうものを利用しようという人が出てきたら怖いなど。また極端なことを申し上げましたが。

遠藤会長 : はい、児玉委員。

児玉委員 : 資料には、長の発議と議会の発議とありますが、それも住民投票に明記されるのでしょうか。例えば、議会は1 / 1 2以上の議員の賛成で実施を提案できるということは、柴田町では2人の議員が実施したいと言えば議題になって、過半数で議決されれば実施になると。

関課長補佐 : 入ります。既に地方自治法で、1 / 1 2以上で提案できることになっているのですが、それは議案を提出できるということですから。

児玉委員 : 議会、議員には法律によって実施できるのですから、住民サイドとしては、1/6で議会関係なく住民投票が出来るようにする方が良いと思います。議会に伺いを立てて、行ったり来たりするのではなく。議員は住民のそのような意思とか動きを察知して、議会に提案して簡単に実施できるわけですよ、本来は。それが、町を少しでも良くしようとする住民の気持ちを察知できないでいて、住民側から実施の声が上がったのだったら、議会に伺いを立てる必要は無いんだと思います。

吉良副会長 : とは言っても、条例は成立しなければ駄目ですから。執行部と議会側のせめぎ合いもあると思うんです。1/50で議会の審議というのはその辺も踏まえていると思うんです。

関課長補佐 : 事務方とすれば、条例を出すからには必ず通さなきゃならないと考えております。先ほど1/50が妥協案だというご意見がありましたが、逆に言いますと、1/50という少ない人数で請求して議会を通れば、とても短時間で実施に移せるわけです。そういう考え方もあり、2段階方式、1/50は自治法、1/6は合併特例法からという組み立てをしましたが、最近の住民投票条例の例には、1/50以上で議会の議決が必要だが、一発目で例えば1/2くらい集めれば議会の議決を必要なしで実施できるという、2段階といっても議決無しで実施できる設計もあります。その場合には、副会長からもありましたが、自治法で強制力を持っている署名数1/3とか、それに限りなく近い署名者数を持ってきて、一発で実施に移ると。

阿部委員 : 我々は、首長、議会、住民の三者を良く考えて、それぞれの力を悪用されないように、かつ、まちづくりが上手くいくように組み立てを考えることが宿題になるわけですね。

遠藤会長 : いろいろご議論ありがとうございました。整理させていただきますと、議題のその他の中で、成立要件との関連で住民請求の手続きをどうするかという議論をしました。

議論としては、1段階にすべきか2段階にすべきか。2段階にも2つあって、仮の数字ですが、1/50以上で議会の議決によって実施、このメリットは早いということ。否決された場合には、1/6以上集めなおして議決無しで実施。もう一つの2段階は、1/50以上で議会の議決によって実施、しかし最初から1/6だとかそれ以上の数が集まれば、議決無しで実施するという内容の2段階方式。

1段階というのは、議会の議決は関係無しに、1/6とか1/3とか署名が集まれば、直接住民投票を実施できるというもの。

いずれにしても、町をいかに良い町にしていくために、いかに住民の意思を反映させていくかということ。その際には、町長、議会というのが責任を担っています。その町長、議会、住民という三者の関係を、有機的なものにしていかなければならない訳です。有機的な関係が保たれない場合もあるので、相互のチェック機能というものが必要でもあるということです。以上のような議論であったと思います。

私から一つ意見があるのですが、住民投票を実施するには予算が必要になります。その予算を認めるか認めないかは議会に権限があります。その点をどう考えるのか、各自考えておいていただきたいと思います。ただ、予算には本予算と予備費というものがあります。例えば、本予算で住民投票の実施に備えて計上しておくのであれば、実施に際しての予算の議決は必要ありません。議会は年度当初予算で審議し議決するわけですが、また、町長が予備費から住民投票の予算を執行するというのも可能性としてはあります。これには議会の議決は必要ありません。ただ、予備費というのは、災害時など急を要するものに限定されるかもしれませんので、住民投票のような重要事項の予算を執行できるかは調べなければなりません。

つまり、要件をどのように設定したとしても、予算がなければ何も実施できないという面もあるということです。それをどうクリアしていくか。

時間も無くなりましたので本日はここまでとし、次回に審議を継続とします。

5. 閉 会

吉良副会長 : 審議お疲れさまでございました。いろいろ議論しましたが、まだ議論されていない重要事項があるような気がします。事務局からの投げかけだけではなく、皆さんからも気になる点がありましたら出していただければと思います。ただ、年度内には結論を出さなければならないとも思いますので、議論を煮詰めていきたいと思います。

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後4時00分閉会を宣言した。